



土地改良 負担金対策 の概要

● ● ● ● ●
全国水土里ネット

土地改良負担金対策の概要

農家負担金軽減支援対策事業

1

1. 土地改良負担金償還平準化事業

1

2. 土地改良負担金償還円滑化事業

2

3. 特別型国営事業計画償還助成事業

3

4. 担い手育成支援事業

4

5. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

5

6. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

6

7. 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

7

土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業

8

東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業

9

農家負担金軽減支援対策事業

1. 土地改良負担金償還平準化事業

利子補給

認定期間：平成2年度
から平成16年度まで

事業実施期間：平成2年度
から平成54年度まで

新規採択 なし

事業内容：

土地改良事業負担金の、年償還金の一部を繰り延べるために借り入れた資金に対し、利子補給を行い、年償還金を平準化することにより、円滑な償還が図れるようにする。

平準化目標額（年償還金がピーク時年償還金の70%（H14年度制度拡充により60%））を越える期間を限度として、その超える部分を融資機関から資金を借り入れ、その借り入れ利率が無利子となるように利子補給を行う。

採択要件：

平成5年度までに採択された土地改良事業であって、次の要件を満足する地区

次のいずれかに該当する地区

転作率30%以上

自由化関連作物作付け率1/3以上

10a当たり事業費が3倍以上増加

その他知事が必要と認める地区

ピーク時年償還金が次のいずれかに該当する地区

10a当たり1万円以上（自由化関連作物以外の地区は3万円以上）

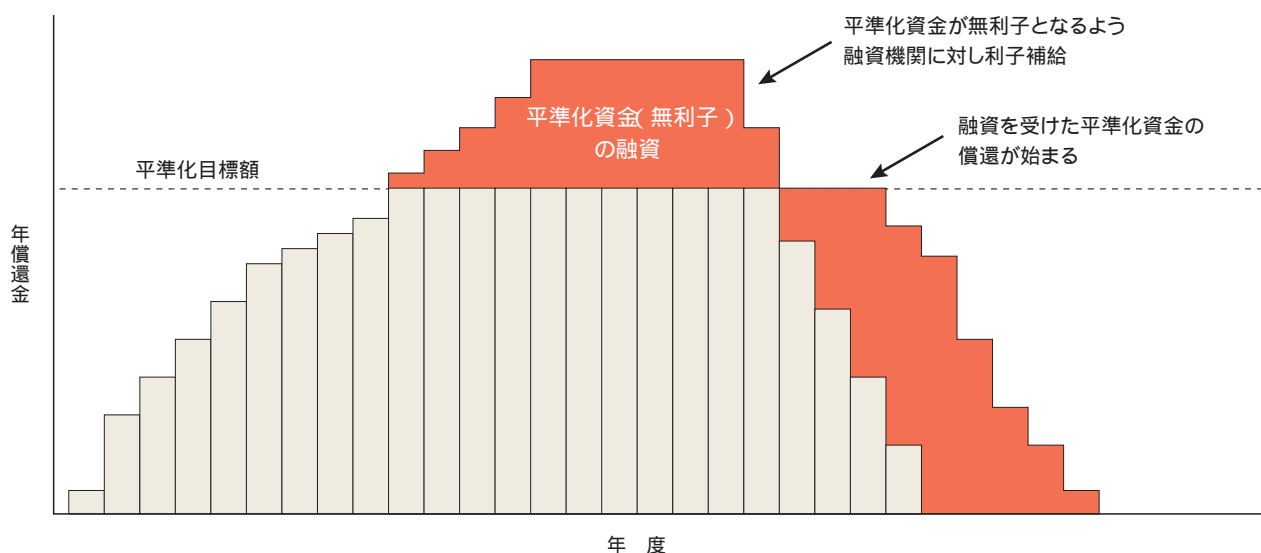
自由化関連作物：米、麦、かんきつ、トマト、豆類、飼料作物等

戸当たり20万円以上

その他知事が必要と認める地区

対象となる負担金：

- ・国営土地改良事業の受益者負担金
- ・独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- ・独立行政法人緑資源機構事業の受益者負担金
- ・その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金



2. 土地改良負担金償還円滑化事業

利子補給

認定期間：平成2年度
から平成16年度まで

事業実施期間：平成2年度
から平成23年度まで

新規採択 なし

事業内容：

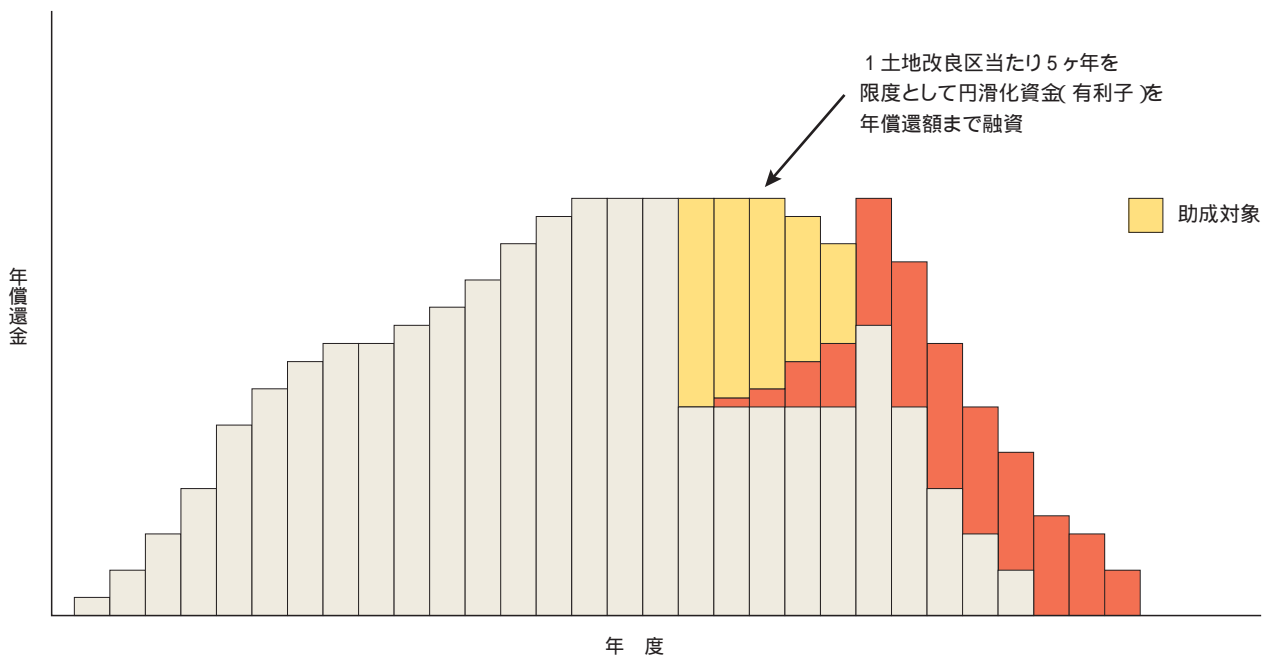
負担金の円滑な償還が困難となっている土地改良区において、土地改良区が融資機関から資金（円滑化資金）を借入れ、土地改良事業の償還金の一部に充当することにより償還の円滑化を図ろうとする場合に、その借入金の金利をリリーフ資金程度になるよう利子補給を行う。

採択要件：次のいずれかに該当

1. 転作率が30%以上
2. 10a当たり事業費が当初事業費の3倍以上
3. 輸入自由化影響作目の作付け率が1/3以上
4. 知事が地方農政局長と協議して必要と認める事情がある
 - 専業及び第一種兼業農家の占める割合が戸数又は面積で1/3以上
 - 工期が2倍以上
 - 一体施行事業の中に完了が著しく遅延している事業がある
 - 特別賦課金の徴収率が95%未満
 - ピーク時10a当たり年償還金が小作料以上であり、かつ、利用権設定率が6%以上
 - 10a当たり農業所得に占めるピーク時10a当たり合算年償還金の割合が事業開始時を上回り、20%以上であること

対象となる負担金：

- ・国営土地改良事業の受益者負担金
- ・独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- ・その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金



3. 特別型国営事業計画償還助成事業

利子助成

認定期間：平成2年度から
平成19年度まで

事業実施期間：平成2年度
から平成35年度まで

新規採択 なし

事業内容：

国営土地改良事業等の地元負担分について、財投からの借入金により事業を行っている地区で、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象に、農家負担の軽減と計画的償還の一層の推進を図る。

現在、償還を行っている特別型国営事業、水資源機構営事業地区において、償還利子の一部を助成することとし、次に掲げる中からあらかじめ選択する。

土地改良法施行令第52条の2第2項の規定に基づき農林水産大臣が定めた利率（「償還利率」という）による各年度の償還金から、利率を4%とした場合の各年度の償還金を控除した額以内
償還利率による各年度の償還金から、利率を株式会社日本政策金融公庫が定める農業基盤整備資金の一般補助事業（国、都道府県及び独立行政法人水資源機構以外の者が行う事業をいう。）の貸付利率を基に算出した利率とした場合の各年度の償還金を控除した額

を選択した場合には、選択した年度以降に助成の方法を変更することは認められない。

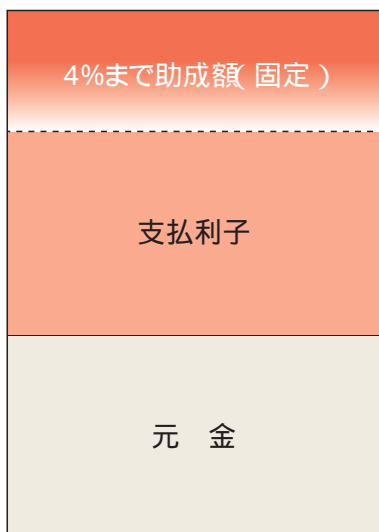
採択要件：

特別型国営土地改良事業地区、独立行政法人水資源機構事業地区で「新計画償還制度」（「国営土地改良事業負担金計画償還措置実施要領」等に基づき、元利均等年賦支払い以外の方法により償還を行う制度）の適用要件を満たしている地区

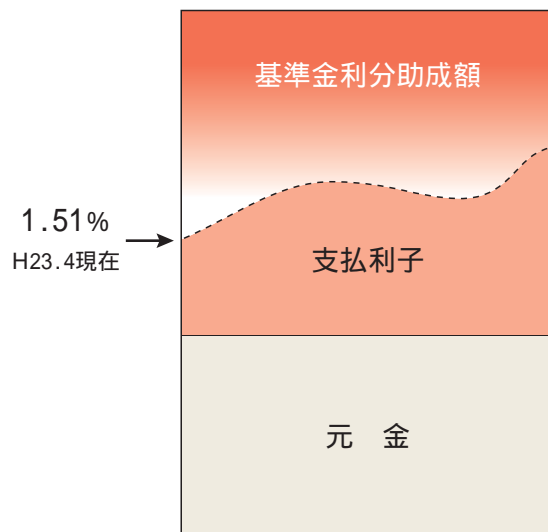
対象となる負担金：

- ・特別型国営土地改良事業の地元負担金
- ・独立行政法人水資源機構事業の地元負担金

固定金利型助成方法



基準金利型助成方法



4. 担い手育成支援事業

利子助成

認定期間：平成7年度
から平成12年度まで

事業実施期間：平成7年度
から平成38年度まで

新規採択 なし

事業内容：

土地改良事業の償還金のある地区で、農家の合意に基づき、担い手への農用地利用集積を積極的に取り組む地区について、年償還金の軽減を図り、農用地の効率的利用を促進する。

年償還金がピーク時年償還金の70%を越える期間を限度として、助成限度利息2.0%（平成12年拡充以前は3.5%）を上回る利子相当額を助成する。ただし、担い手への農用地利用集積の要件を達成するまでは、助成限度利息を上回る利子相当額の1/2を助成。

さらに、水田を中心とした土地利用の高度化に積極的に取り組む地区について、一定の要件を満たす場合、利子助成の加算（1%相当）を行う。

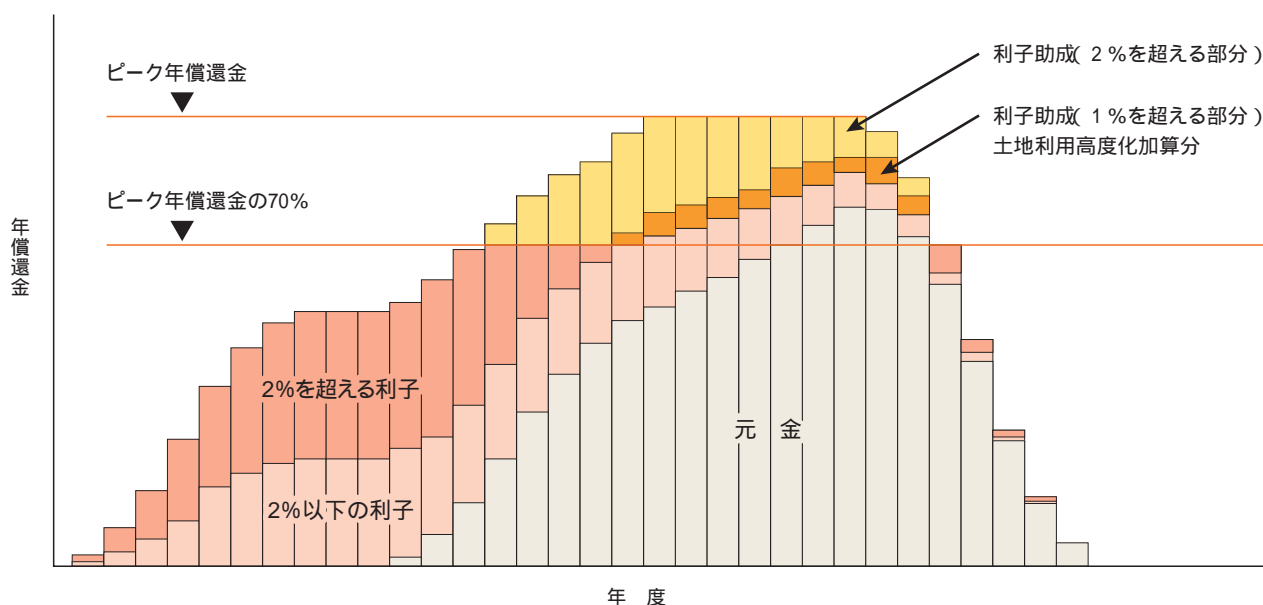
採択要件：

平成5年度までに採択された土地改良事業であって、次の要件を満足する地区

- ・事業認定後5年以内に、担い手の経営面積が3割以上増加（ただし、一定の条件を満たす場合は2割以上増加）
担い手：認定農業者または将来的に3ha以上の経営規模を目指す農業者、生産法人、一定の作業規模を有する生産組織
- ・ピーク時年償還金が次のいずれかに該当する地区
10a当たり1万円以上（自由化関連作物以外の地区は3万円以上）
自由化関連作物：米、麦、かんきつ、トマト、豆類、飼料作物等
戸当たり20万円以上
その他知事が必要と認める地区

対象となる負担金：

- ・国営土地改良事業の受益者負担金
- ・独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- ・独立行政法人緑資源機構事業の受益者負担金
- ・その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金



5. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

無利子貸付

認定期間：平成19年度
から平成27年度まで

事業実施期間：
平成19年度から

新規採択 あり

事業内容：

水田・畑作経営所得安定対策の導入など、力強い農業構造の実現を支援するため、担い手への農用地の利用集積率の増加が見込まれる地区に対して、対象事業地区に係る農家負担金の5/6の無利子融資を行う。

採択要件：

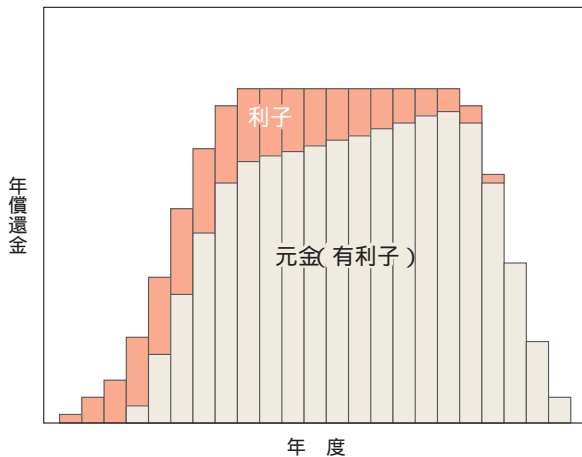
平成6年度以降採択の土地改良事業等(国営事業等の場合には、平成19年度以降償還開始地区を含む)であって、経営所得安定対策等支援計画で定める目標年度までに、担い手農地集積率が一定の割合で増加することが確実に見込まれること。

	採択時	目 標
	20%未満	30%以上へ
	20～50%未満	10ポイント以上増加
	50～55%未満	60%以上へ
	55～90%未満	5ポイント以上増加
	90～95%未満	95%以上へ
	95%以上	シェア引き上げ

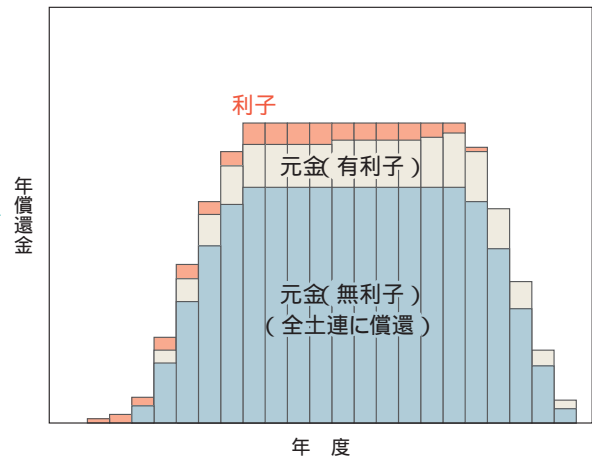
対象となる負担金：

- 国営土地改良事業の受益者負担金
- 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- 独立行政法人森林総合研究所事業の受益者負担金
- 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入に係る償還金

規定償還



経営所得安定対策等支援資金活用



6. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

利子助成

認定期間：平成19年度
から平成27年度まで

事業実施期間：平成19年度
から平成27年度まで

新規採択 あり

事業内容：

一定規模以上被災した農地あるいは土地改良施設等が以下の災害復旧事業の適用を受けた場合は、その受益地に係る被災年度の土地改良事業等の負担金の償還利子相当分を土地改良区等に助成する。

採択要件：

被災した農用地又は土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること。なお、災害関連事業は対象とならない。

《対象となる災害復旧事業》

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

土地改良法第88条

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条又は第6条

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条又は第10条

独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第3号

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第9号（土地改良施設に限る。）及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第6号

対象となる負担金：

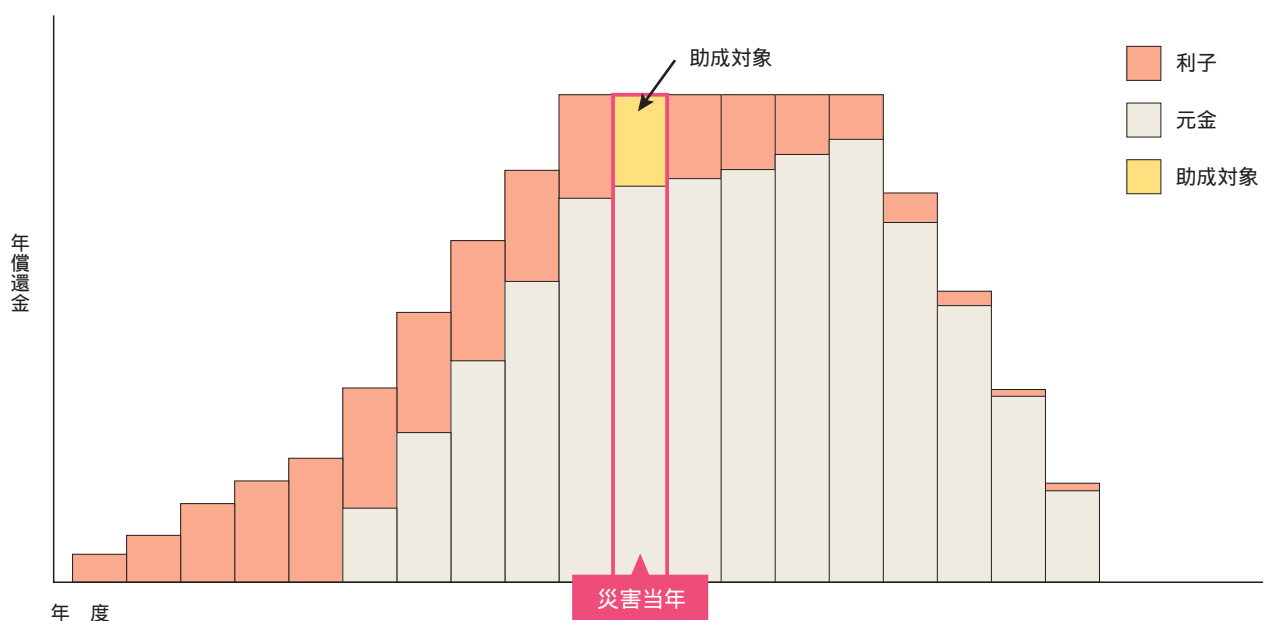
国営土地改良事業の受益者負担金

独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金

独立行政法人森林総合研究所事業の受益者負担金

土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金

その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金



7. 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

利子助成

認定期間：平成21年度
から平成25年度まで

事業実施期間：平成21年度
から平成27年度まで

新規採択 あり

事業内容：

担い手への農地利用集積や面的集積に取り組む地域において、土地改良事業等の受益者負担金償還支援を充実することにより、国内農業の体質強化を図り、もって食料供給力の確保に資する。

平成21年～平成27年度（7ヶ年）の期間において、各年度の事業地区における対象事業の受益者負担金又は償還金に係る償還利子相当額を土地改良区等に助成金として交付。

助成額は、事業地域における対象事業の受益者負担金又は償還金のうち土地改良負担金総合償還対策事業による利子助成額その他負担金の償還に係る助成額を差し引いた残償還金が限度、ただし、合算総償還金の全体利子相当額の6分の5を越えることはできない。

採択要件：

経営所得安定対策加入者などの担い手への集積要件について以下のいずれかに該当すること

緊急支援計画に定める目標年度までに、担い手農地集積率が一定の割合で増加することが確実に見込まれること

緊急支援計画に定める目標年度までに、担い手農地面的集積率が一定の割合で増加することが確実に見込まれること

緊急支援計画に定める目標年度までに、担い手者数の割合が目標年度までに15%以上増加すること

担い手農地集積率

採択時	目標
10%未満	15%以上へ
10～25%未満	5ポイント以上増加
25～27.5%未満	30%以上へ
27.5～45%未満	2.5ポイント以上増加
45～47.5%未満	47.5%以上へ
47.5%以上	シェア引き上げ
100%	100%を維持

担い手農地面的集積率

採択時	目標
6.5%未満	10%以上へ
6.5～17.5%未満	3.5ポイント以上増加
17.5～19.2%未満	21%以上へ
19.2～31.5%未満	1.8ポイント以上増加
31.5～33.3%未満	33.3%以上へ
33.3%以上	シェア引き上げ
100%	100%を維持

中山間地域等の条件不利地域については、上記担い手への集積要件等が、さらに1/2に緩和されます。

農家負担の要件について、以下のいずれかに該当すること

当該地域の土地改良事業等の農家負担率が一定の割合以上であること

当該地域の土地改良事業等の受益者負担金の合算総償還金が、87,000円/10a以上若しくは、1,470,000円/戸以上

対象となる負担金：

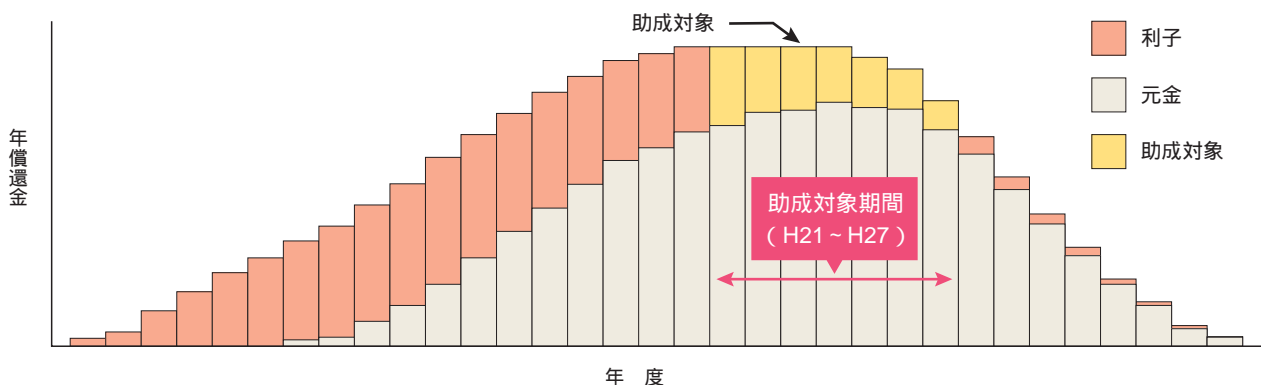
国営土地改良事業の受益者負担金

独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金

独立行政法人森林総合研究所事業の受益者負担金

土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金

その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金



土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業

利子助成

認定期間：平成21年度
から平成23年度まで

事業実施期間：平成21年度
から平成23年度まで

新規採択 あり

事業内容：

土地改良事業等の受益者負担金を償還している地域を対象に、受益者負担金の軽減対策を実施することにより、担い手への農地利用集積や面的集積と計画的償還の一層の推進に資することを目的とする。

採択要件：

土地改良事業等の地区で、未償還の受益者負担金があり、以下の要件に該当する地域
経営所得安定対策加入者などの担い手への集積要件について、以下のいずれかに該当（及びについては経営安定対策基盤整備緊急支援事業の1/2、さらに中山間地域等は、からについては1/2に要件緩和）
特別緊急支援計画に定める目標年度までに、担い手農地集積率が一定の割合で増加することが確実に見込まれること
特別緊急支援計画に定める目標年度までに、担い手農地面的集積率が一定の割合で増加することが確実に見込まれること
特別緊急支援計画に定める目標年度までに、担い手者数の割合が7.5%以上増加すること

担い手農地集積率			担い手農地面的集積率		
	採択時	目標		採択時	目標
	5%未満	7.5%以上へ		3.3%未満	5%以上へ
	5～12.5%未満	2.5ポイント以上増加		3.3～8.8%未満	1.8ポイント以上増加
	12.5～13.8%未満	15%以上へ		8.8～9.6%未満	10.5%以上へ
	13.8～22.5%未満	1.2ポイント以上増加		9.6～15.7%未満	0.9ポイント以上増加
	22.5～23.7%未満	23.7%以上へ		15.7～16.6%未満	16.6%以上へ
	23.7%以上	シェア引き上げ		16.6%以上	シェア引き上げ
	100%	100%を維持		100%	100%を維持

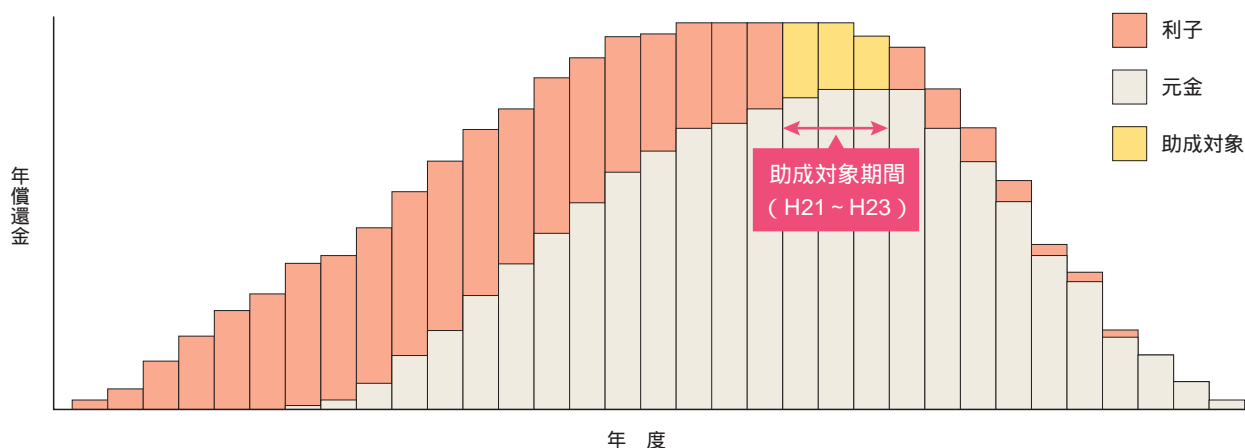
中山間地域等の条件不利地域については、上記担い手への集積要件等が、さらに1/2に緩和されます。

受益者負担の要件

当該地域の土地改良事業等の受益者負担金の合算総償還金が、44,000円 / 10a以上若しくは、740,000円 / 戸以上

対象となる負担金：

- 国営土地改良事業の受益者負担金
- 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- 独立行政法人森林総合研究所事業の受益者負担金
- 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金



東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業

利子助成

認定期間：平成23年度
から平成25年度まで

事業実施期間：平成23年度
から平成25年度まで

新規採択 あり

事業内容：

東日本大震災により被災した農家が安定した営農を再開できるよう、農用地の機能が回復し、営農が再開されるまでの間の経済的負担を軽減するため、一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る負担金の償還利子に相当する額を最大3年間助成する。

採択要件：

東日本大震災によって一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地のうち、営農が見込めないものであって、東日本大震災償還助成計画において定められた農用地又は受益地の範囲を本事業の助成の対象地区とする。

対象事業の地区について、被災した農用地又は対象事業により造成された施設等の災害復旧事業及びその関連事業が次のいずれかの適用を受けていること。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条又は第6条

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条又は第10条

独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第3号

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第9号（土地改良施設に限る。）及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第6号

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号）第2条第2項又は第3項

対象となる負担金：

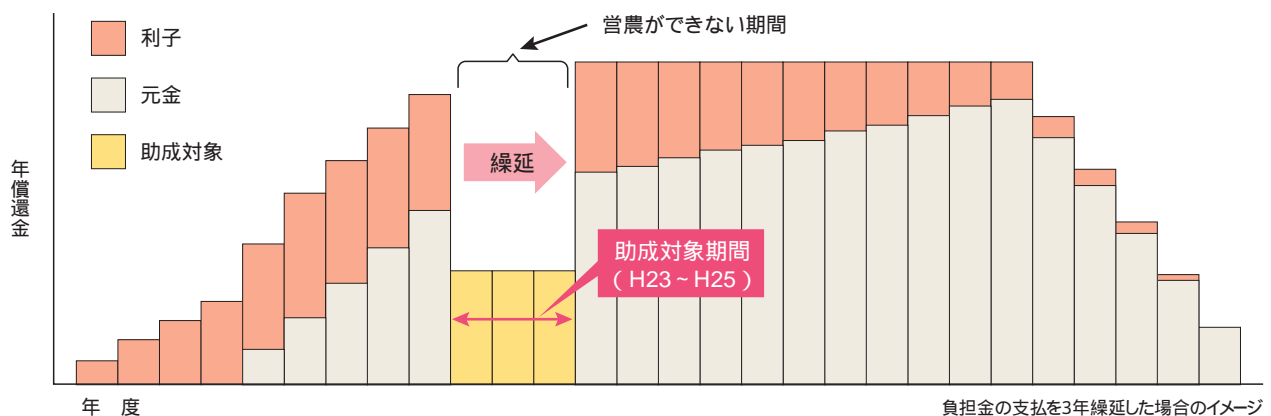
国営土地改良事業の受益者負担金

独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金

独立行政法人森林総合研究所事業の受益者負担金

土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金

その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金





お問い合わせ先

全国水土里ネット管理システム研究部

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館 4階
TEL 03-3234-5612 FAX 03-3234-5470

